

防府市みまもり隊表彰に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、こどもの安全を確保するために、市内で自主的に活動する団体（以下「みまもり隊」という。）に所属する者及び活動する者への表彰について定めることを目的とする。

(表彰の対象者)

第2条 この要綱による表彰（以下「表彰」という。）の対象者は、地域で通算して10年以上（ただし、1年以上従事していない場合は、その期間を除く。）みまもり隊活動に従事している者で、かつこの要綱に定める表彰を受けていない者とする。

(対象者の確認)

第3条 教育委員会学校教育課長は、防府市立各小学校長を通じ、各みまもり隊に対象者の調査をし、防府市みまもり隊表彰内申（様式第1号）により防府市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に内申しなければならない。

2 教育長は、前項の内申に基づき、表彰の決定を行うものとする。

(調査)

第4条 前条第1項の調査は、第2条に該当すると認める個人について、次の各号に掲げる事項を調査するものとする。

- (1) 団体名
- (2) 住所
- (3) 氏名及び生年月日
- (4) みまもり隊所属の期間

(表彰の時期)

第5条 表彰は、速やかに、かつ随時実施する。

(表彰の方法)

第6条 表彰の方法は、表彰状の授与とする。

(表彰の記録)

第7条 教育委員会学校教育課長は表彰台帳（様式第2号）を備え、表彰の要領を記録し、これを保存する。

(表彰の授与者)

第8条 表彰の授与者は、教育長とする。

(表彰の取り消し)

第9条 表彰を受けた個人に不都合の行為があった場合は、表彰を取り消すことがある。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。